

ノーフォルト自動車保険制度の研究

論文要旨

1. 研究の目的

本論文は、ノーフォルト自動車保険制度を研究するものである。ノーフォルト自動車保険制度とは、ノーフォルト自動車保険を利用して自動車事故被害者救済を図る制度である。ノーフォルト自動車保険とは、自動車事故当事者（加害者、被害者）の過失の状況にかかわらず、被害者に対して一定の給付を行う保険契約である。

自動車事故被害者救済制度としては、過失責任をベースとした不法行為責任制度と加害者の損害賠償責任を填補する損害賠償責任保険の付保強制を組み合わせた賠償責任保険制度が世界的に行われている。もっとも、近時では、責任制度の部分を純粋な過失責任ではなく、過失推定責任、もしくは準無過失責任とした制度を採用する諸国が増加しており、わが国の自賠法制度も準無過失責任としての運行供用者責任と強制保険である自賠責保険との組み合わせにより自動車事故被害者の救済を図っている。

これに対して、第二次大戦後、自動車事故被害者救済制度としてノーフォルト自動車保険制度を採用する国が現れている。すなわち、北米諸国、北欧諸国、オセアニア諸国などである。この制度においては、ノーフォルト自動車保険を利用することにより、上記の賠償責任保険制度によっては救済されない自動車事故被害者を救済できることになる。

もっとも、ノーフォルト自動車保険制度を採用しているのは世界的には一部の国に限定されており、同制度についての有力な提案が行われた独、仏、英の諸国では同制度は実現していない。わが国においても現行自賠責保険制度をノーフォルト自動車保険制度とすべきとするいくつかの提案がなされてきているが、実現には至っていない。また、同制度を導入した国においても、制度導入の効果については議論が行われている。

一方でわが国では、1998年以降、任意保険としてのノーフォルト自動車保険である人身傷害保険が普及しつつある。これにより、実質的に自動車事故被害者救済が促進されてきているものの、その商品内容、法的性質をめぐっては見解の対立があり、ノーフォルト自動車保険商品として改善の余地が残されている。

以上の状況を踏まえ、本稿では、ノーフォルト自動車保険制度は究極の自動車事故被害者救済制度であると評価されるのか、そうであるならば、わが国においても同制度を採用すべきではないのか、採用する場合にはどのような制度設計が考えられ得るのか、について検討を加えるものである。

2. 研究の方法と対象

本論文における研究の方法と対象は、以下のとおりである。

第1部では、ノーフォルト自動車保険制度を導入している諸国の制度を対象として、その現状を検証する。

第2部では、わが国における代表的なノーフォルト自動車保険である人身傷害保険を対象と

して、種々の側面から同保険の機能と商品性について考察する。

第 3 部では、わが国の自賠責保険制度を対象として、そのノーフォルト化について検討する。

3. 研究の結果

第 1 部においては、まず、世界各国のノーフォルト自動車保険制度を網羅的に取り上げ、その制度内容の比較検討を行ったが、これによって種々のノーフォルト自動車保険制度の類型化を行なった（第 1 章）。次に、米国における同制度をめぐる議論を検証した結果、①各州において不法行為制度との制度間選択が議論されているが、近時は選択ノーフォルト制度が俎上に上っていること、②最大の論点は自動車保険料の安定化であり、これをめぐり相反する実証研究が存在することが明確となった（第 2 章）。一方、ニュージーランドにおいては、ウッドハウス・レポートによるノーフォルト化の方向性自体には反対がないが、制度設計については種々の議論があるといえる（第 3 章）。なお、欧州における有力なノーフォルト自動車保険制度提案について、その概要をまとめた（第 4 章）。

第 2 部では、まず、人身傷害保険の商品内容を確認し、同保険の機能とノーフォルト自動車保険としての位置付けを明確にした（第 1 章）。次に、人身傷害保険をめぐる近時の議論である①死亡保険金請求権の帰属問題、および、②請求権代位の範囲問題、の考察から、同保険の法的性質と商品性のあり方を検討した（第 2 章）。また、損害賠償責任保険制度との比較の観点から人身傷害保険における疾病リスクの扱いについて考察し、商品設計の改善を提案した（第 3 章）。

第 3 部では、まず、現行の自賠責保険制度における被害者救済の状況を確認した（第 1 章）。次に、過去になされたノーフォルト自動車保険制度提案の内容と課題を検証した（第 2 章）。最後に、現行自賠責保険制度についてノーフォルト化を図るべきか、その場合の制度設計はいかにあるべきかを検討した（第 3 章）。

4. 結論

ノーフォルト自動車保険制度は理想的には究極の自動車事故被害者救済制度であると評価しうるが、導入国によりその制度設計は大きく異なり、実際の制度においては必ずしも理念通りの成果が上がっているとは言い難く、特に米国においては依然として制度選択が議論となっている。

一方、わが国においては自賠責保険制度が比較的効率的に運用されており、また、任意保険のノーフォルト自動車保険である人身傷害保険が普及していることにより、現行制度において被害者救済が相当程度増進されている。しかし、現行制度においても救済されない被害者の存在を考慮すると、自賠責保険制度をノーフォルト化することが有益であると考えられる。その場合の制度設計としては、ファースト・パーティ型制度を基本とし、サード・パーティ型制度を併用した独立合併型のノーフォルト自動車保険制度とすることが望ましい。